

令和 7年度第 2号 答 申

第 1 審議会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、第 3に掲げる審査請求①から⑤（以下「本件各審査請求」という。）の対象となる保有個人情報①から⑤（以下「本件各保有個人情報」という。）が存在しないことを理由として行った不開示決定（以下「本件各処分」という。）は、妥当である。

第 2 審議会における判断および答申

本件各審査請求は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、実施機関に対して行った別表における開示請求①から⑤（以下「本件各開示請求」という。）に対する不開示決定に係るものである。

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において、検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審議会はこれらを一括して判断し、答申を行うものとする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 令和 5年10月13日、審査請求人は法に基づき、実施機関に対して本件各開示請求を行った。

2 同月26日、実施機関は開示請求①から③に対して、次の理由で不開示決定を行い、同日その旨を審査請求人に通知した。

請求に係る行政文書については、作成しておらず、文書不存在のため不開示とする。

3 実施機関は、開示請求④に対して、法第84条の規定により、保有個人情報開示決定等の期限特例延長について、同月26日、審査請求人に通知したうえで、名古屋市立小学校児童指導要録始め 6件の保有個人情報を特定し開示決定を行う一方、開示決定した保有個人情報以外については、次の理由で不開示決定を行い、同年11月22日、その旨を審査請求人にそれぞれ通知した。

本件保有個人情報を作成又は取得していないことから、開示の対象となる保有個人情報が存在しないため。

4 実施機関は、開示請求⑤に対して、法第84条の規定により、保有個人情報開示決定等の期限特例延長について、同年10月26日、審査請求人に通知したうえで、「〇〇〇〇君について」と題した通知及び診療情報提供書始め10件

の保有個人情報を特定し開示決定を行い、同年11月22日及び同年12月14日、その旨を審査請求人にそれぞれ通知した。

5 実施機関は、開示請求⑤に対して、上記 4で開示決定した保有個人情報以外について、次の理由で不開示決定を行い、同年12月14日、その旨を審査請求人に通知した。

本件保有個人情報を作成又は取得していないことから、開示の対象となる保有個人情報が存在しないため。

6 令和 6年 1月 5日、審査請求人は、開示請求①から③に対して、上記 2で実施機関が保有個人情報を不開示とした処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。また、開示請求④に対しては同月11日に、開示請求⑤に対しては同年 3月18日に、上記 3及び5で実施機関が保有個人情報を不開示とした処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第4 審査請求人の主張

1 本件各審査請求の趣旨

本件各処分を取り消し、全部を開示せよとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が本件各審査請求における審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 背景事情

イ この診断は、手術後の回復過程であることを意図的に無視した、誤ったものであった。そのため本件子は保育園では、この診断に基づいて〇〇〇〇として対処され、4つの園に転入したが、どこでも診断内容が伝わっており、同様の不当な対応をされた。本件子が〇歳の時に、審査請求人の求めにより、平成〇年〇月〇日付け〇〇〇〇〇〇所長から保育運営課長宛「個人情報の取り扱いのお願い（依頼）」（以下「平成〇年依頼文」という。）が発出された。ここでは、各保育園に対し、本件子に行った発達検査のデータ及びそのデータに基づく判断をされている書類の破棄をさせるよう、保育運営課長に求めている。

ウ ところが、同月〇日に、平成〇年依頼文が出された後にもかかわらず、カルテに上記診断が残されており、小学校に入学した後も〇〇〇、〇〇〇であるとの情報が流されていた。令和〇年〇月に市に開示請求し、子ども青少年局保育部保育企画室から開示された個人情報により、就学直前まで、卒園保育園申請の障害児保育対象児童認定に「〇〇」が根拠にされていたことが判明した。

才 小学校では、〇〇であることを前提とした対応がされ、8校の転校を余儀なくされたが、どこでも変わらなかった。こうした事態が生じたのは、本件子が〇〇である旨の文書が教育委員会の関与の下でやり取りされたためと考えざるを得ない。

(2) 審査請求①～③について

ア 「言語障害通級指導教室への入室手続きについて」によれば、在籍校就学委員会より受講の必要があるかの資料（○○○の情報）が通級教室設置校へ送られたはずである。

イ 決定通知書では、作成はしていないが他から入手した文書の存在を否定していない。

(3) 審査請求①について

ア ○○○○は言語通級指導の代表的な対象者であり、通級指導が必要であることは明らかであった。平成○年○月に通常級対象児童（○○○・○○○なし）と認められたばかりであったにもかかわらず、発達検査を受けるようにと言われ、実質的に発達検査を受けられないこと（○○○の疑い）で言語指導支援を断られた。これはA小学校が、本件子が○○

〇〇であるとの情報を入手したためと考えるほかない。

イ また、市内小学校への転入を検討し、知能面が分かる新しい診断書でA小学校へ言語通級指導を受けたいと相談に行ったが、教頭は、「前の情報（D小校長からの〇〇との資料）がある。前の資料によれば、この学校の通級教室は利用できません。」と断られた。このようにA小学校では開示請求に係る情報を入手していた。

(4) 審査請求②について

(5) 審査請求③について

ア C小学校への転入相談では、同校の校長より、生活自立について支援級で完成してからでないと勉強を始めないとと言われた。普通級対象児童であれば、学校側に教科書を習得させる義務があるが、同校長は「できるようになるまで訓練し、それまでは教科書学習を滞らせる」という判断だった。これは一般的に○○の社会的自立が教科書習得ではなく、生活動作自立等にあるためと考えられる。同校長は本件子と面識がない段階で、教科書習得を遅らせる決断をしていたのであり、これは○○の情報を受け取っていたためと考える。

イ ○年生時に再びD小学校へ転入した時に、言語指導についてC小学校へ相談に行き、新しい知能面の診断書が出たことを告げたが、同校教頭より「家族が思うような指導(診断書に沿う指導)は出来ない」と言われた。新診断書を無視したのは、以前の資料(○○だとする)が正しい情報として残っているためと考えられる。

(6) 審査請求④について

ア D小学校は本件子が入学した小学校であり、卒園保育園から就学に際し、小学校へ送付提出する書類として、保育所児童要録、リレーシートがある。これらは令和〇年〇月にE保育園より、保有個人情報として開示された。保育園からの情報開示により、これらの文書をD小学校が取得していないとしているのは虚偽であることが分かる。

イ D 小学校入学直前時、通級教室がある B 小学校の教頭より、本件子について「〇〇〇〇〇〇〇〇〇子どもにどう言語指導するのか」と発言された。また、〇年生の市内校転入を計画し、A 小学校に、知能がある事が分かる新しい診断書を見せ再面談した際に、「以前のD 小学校からの情報がある。それを使うので、通級教室は利用できない。」と発言された。新しい診断書を無視してまで、〇〇の資料を優先し使用すると言った、その元になる情報が、在籍校であったD 小学校からなくなるはずはない。

ウ D 小学校では、成績はつけるなら〇〇〇〇と言われ、学年主任の先生より、登校しているだけで十分なので、学校全体の共通理解で指導しない事が決まっていると言われた。学校内で統一的な対応をしており、何らかの作成文書の存在が強く推測される。

エ D 小学校が新校長になったので、審査請求人が診断書を提出しようとしたところ、「前校長から引き継いだもの(〇〇情報)があるのでもらいません。」と言われた。本件子の利益の為、新しい診断書を提出しようとしたのにもかかわらず、〇〇情報を固持しようとした。また、この発言から〇〇情報を記載した文書があることがうかがわれる。

オ 令和〇年〇月に〇〇して転入したF 小学校の校長に「新しい知能面の診断書が出ても、テストで高得点を取っても子どもの扱いが変わらない」と訴えると、同校長は同意され、「平成〇年の各保育園での「〇〇」情報の回収破棄の実施が、市の関連各小学校、教育委員会でも実施されていれば、これまでのどの学校でもまともな扱いがなされたと思う。なぜしなかったのか。」と発言された。これは、抹消されるべき平成〇年に削除破棄が実施された「〇〇」を含む又はこれを根拠にした文書が明らかに存在する事と、この情報が各学校に回ったためにまともな扱いがされない事を意味する。

カ 令和〇年〇月、進学先のG 中学校で校長から「勉強させるなといったのに、なぜ宿題を提出するんですか。」と言われた。また同年〇月、本件子について「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」と発言された。成績では、登校していない生徒に認められているオンライン教材を完了して提出した教科でさえ、強引に「登校生徒の基準」にあてはめるとされ、高校進学を断たれる成績〇〇〇〇にされた。G 中学校のこうした対応からは、〇〇との情報を含む文書がD 小学校からG 中学校に提出されていたことが推測され、D 小学校にはその文書の控え、あるいは元になった文書が存在して

いるはずである

(7) 審査請求⑤について

ア 教育委員会で、なぜ本件子について普通級対象児の扱いがなされないのかという話をしている時に、審査請求人が「何の情報を使っているのですか」と指導主事に尋ねたところ、「教育委員会にある本件子の情報を使っています」と言われた。

イ ○○○○○医師とD小学校校長との間で連絡を取っており、その記録が何らかの形で教育委員会へ報告され文書化されて存在する可能性がある。

エ ○年生転出に際し、教育委員会指導室長に、直々に「普通級対象児として入学し、普通級対象児として転出されること」という文書を受け取った。その控えが残っているはずであり、これは請求対象文書にあたるが、請求対象として特定されていない。

力 成績付けで「提出物を出している教科について○は付けない」というG中校長と審査請求人らとの約束が、急に反故にされた。その約束時に同席していない指導主事(学区担当)から「校長がそのような約束をしたはずがない」と発言された。公認のオンライン教材で学習完了している教科でさえ「○○○○」にされた。一般的に○○○○は普通級対象児童でない子に、もし成績を付けるなら付けられる成績である。その後も、G中校長は普通級対象児でないと見方で情報を収集し教育委員会に提出していることが推測される。

第 5 実施機関の弁明

実施機関の弁明はおおむね次のとおりである。

1 審査請求①～⑤について

- (1) 平成〇年〇頃、教育センターにおいて、「D小学校長が、古い〇〇〇〇〇〇の医療情報を使用していることが分かってしましたね。」と発言があったと主張しているが、当時の相談係の先生に確認したところ、そのような発言はしていないとの回答があった。
- (2) 審査請求人は、市内各学校とのやり取りにおいて、種々の発言を捉えて本件各保有個人情報の存在を主張しているが、審査請求人が主張するような内容又は意図の発言はしていない旨を、当時の対応者に確認している。

2 審査請求①～③について

- (1) 「通級指導教室への入退室の手順」（以下「手順」という。）によると、保護者が通級教室設置校（以下「設置校」という。）の見学を希望する場合、児童が入学する学校（以下「在籍校」という。）から設置校に連絡をとる。この段階では、口頭連絡のみであり、資料の送付は行わない。見学後、児童を通級教室に入級させたいという保護者の意思が確認され、在籍校の就学指導委員会において入級の必要性について協議が行われた後で、児童の資料が設置校に送付される。
- (2) 審査請求人を含む保護者が、A小学校及びB小学校の通級教室の見学を希望し、D小学校がA小学校及びB小学校に連絡を行ったことは事実であるが、D小学校において子をA小学校及びB小学校の通級教室に入級させたいという保護者等の意思が確認できなかったため、D小学校の就学指導委員会において、本件子のA小学校及びB小学校への入級は協議されていない。したがって、D小学校からA小学校及びB小学校に本件子の資料が送付された事実はない。
- (3) 実施機関の調査によると、本件子が平成〇年〇月から同年〇月まで、C小学校の通級教室に入級していたことは事実であるが、その際の入級手続きは、審査請求人を含む保護者の希望により、D小学校が行うべき就学指導委員会での協議等を省略したうえで、保護者が本件子の資料をC小学校に提出し、C小学校の通級教室への入級を決定したのが実態である。したがって、D小学校の就学指導委員会からC小学校に本件子の資料が送付された事実はない。

3 審査請求④について

- (1) 平成〇年〇月にD小学校に入学する際には、E保育園から児童要録とリーフレットが送付され、D小学校において保存されていたことは事実であるが、平成〇年〇月に××市立H小学校へ転出する際に、審査請求人を含む保護者から、D小学校に存在する本件子に関する一切の資料や文書記録の引き渡しを強く要請されたため、D小学校は小学校児童要録を除く本件子に関するすべての資料を保護者に渡した。
- (2) 令和〇年の転入においては、在籍期間が非常に短く、本件子に関する新しい資料は作成していない。D小学校において本件子に関する資料等が、現在も保存されている事実はない。

4 審査請求⑤について

- (1) 審査請求人は、文書が実施機関に存在する根拠として、審査請求人が学校等で経験した出来事等を記載しているが、これらの記載には、事実ではないこと、事実誤認や審査請求人の推測が含まれている。
- (2) 市立各学校において、本件子は〇〇であるという前提に立った対応を行った事実はなく、教育委員会が、本件子に関する情報のやり取りに関与した事実もない。

第 6 審議会の判断

1 争点

実施機関が本件各保有個人情報を不存在とした本件各処分の妥当性が争点となっている。

2 法の趣旨等

法の目的は、第 1条に規定しているように個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

したがって、当審議会は、この法の原則開示の理念に立って、法を解釈し、本件事案を判断する。

3 審査請求①から③に係る保有個人情報について

- (1) 審査請求人が実施機関に対して行った開示請求①から③においては、A小学校、B小学校及びC小学校が保有している別表付表の情報が請求されている。

(2) 審査請求書、弁明書及び反論意見書の内容を踏まえると、開示請求①から③における保有個人情報は、通級教室の入室手続きに係る情報と考えられる。

(3) 通級教室の入室手続きは、実施機関が作成した「特別支援教育 教育相談・就学先決定の手引き」に、手順として定められていることから、これを参考に、入室手続きに係る情報について検討する。

ア 設置校の見学申込について

(ア) 手順によると、保護者が設置校の見学を希望する場合は、在籍校の学校長から設置校の学校長に連絡をとるとされている。

(イ) 実施機関によれば、審査請求人を含む保護者が、A小学校及びB小学校の通級教室の見学を希望し、在籍校であるD小学校が、A小学校及びB小学校に連絡を行ったことは事実であるが、見学申込時に在籍校から設置校に連絡される情報は、児童の名前、学年、通級教室の該当となる障害の状況等（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）であり、口頭でのみ連絡されるとのことである。

(ウ) 見学後には、入室に係る保護者の意向確認を行い、在籍校から設置校へ児童に係る資料の提出がなされるが、入室手続きを始めるにあたっての見学希望の段階では、口頭での情報提供のみにとどまり、この時点で資料の送付を行わないとする実施機関の主張に、特段不合理な点は認められない。

イ 就学指導委員会での協議について

(ア) 手順によると、見学及び面談を経て、保護者の意向確認を行った後、在籍校の校内就学指導委員会において入室について協議し、設置校へ児童に係る資料を提出する。設置校においても校内就学指導委員会で入室について協議し、市就学指導委員会の専門部会に資料を提出する。専門部会において調整及び指導助言のうえ、市就学指導委員会で入室の審査を行い、在籍校へ入室の諾否を通知する。

(イ) 審査請求人は、在籍校就学指導委員会より、通級指導受講の必要があるかどうかの資料（〇〇〇の情報）が設置校へ送られたはずであると主張している。

(ウ) これに対し、実施機関は、上記第 5の 2 (2) のとおり、D小学校からA小学校及びB小学校に本件子の資料が送付された事実はないと主

張している。

(イ) また、上記第 5の 2 (3) のとおり、D 小学校の就学指導委員会から C 小学校に本件子の資料が送付された事実はないと主張している。

(オ) なお、事務局で実施機関に確認したところ、上記第 5の 2 (3) において保護者から提出された資料は、請求時点において C 小学校で保有していないとのことであった。また、通常、在籍校から設置校に送付される資料等は、最長 5年の保存期間の経過後に廃棄されることになっているとのことである。

(カ) A 小学校及びB 小学校においては、見学の段階から手続きが進んでおらず、就学指導委員会において、本件子の入級は協議されていないとのことであるから、在籍校であるD 小学校から A 小学校及びB 小学校に対して、審査請求①から③に係る保有個人情報は提供されていないものとする実施機関の主張に、特段不合理な点は認められない。

(キ) C 小学校においては、実際に本件子の通級教室入級を決定しているものの、審査請求人を含む保護者の希望により、その手続きは、予定された手順とは異なったものであったことから、在籍校、設置校及び教育委員会指導室において、就学指導委員会の協議に係る情報は共有されず、また、C 小学校へ保護者から提出された資料についても、上記 (オ) のとおり取り扱われたと考えられる。したがって、審査請求①から③に係る保有個人情報について、在籍校であるD 小学校から C 小学校に対して、共有されておらず、請求日時点において C 小学校で保有していないとする実施機関の主張に、特段不合理な点は認められない。

ウ 在籍校を通じて設置校へ提出される情報及び設置校から教育委員会指導室に提出される情報について

(ア) 手順によると、入室の承諾を受けた在籍校から、入室依頼に係る書類が設置校へ提出され、設置校から保護者及び在籍校へ入室の承諾が通知される。この際、設置校から教育委員会指導室へ当該児童に係る入室届が提出される。必要に応じて保護者及び児童と設置校で面談を行い、通級が開始される。

(イ) 入室依頼文及び入室届に係る保有状況について、事務局で実施機関に確認したところ、以下のとおりであった。

在籍校から設置校へ提出される入室依頼文は、保存期間を 1年としており、当該依頼文がD小学校からC小学校へ提出されたかは、実施機関において確認できなかったが、請求日時点において既に廃棄されたものと考えられる。さらに、本件各開示請求を受け、実施機関において探索を行ったが、本件子に係る入室依頼文は存在しなかった。

(ウ) また、設置校から教育委員会指導室へ届け出る入室届についても、当時C小学校から教育委員会指導室に提出があったものと推測されるが、保存期間が 3年とされているため、請求日時点において既に廃棄されたものと考えられる。さらに、本件各開示請求を受け、実施機関において探索を行ったが、本件子に係る入室届は存在しなかった。

(エ) 上記 (イ) 及び (ウ) における情報は、入室手続き当時において存在していたことは否定できないものの、請求日時点において、保存期間経過により廃棄されたものとする実施機関の主張に、特段不合理な点は認められない。

(4) 以上から、審査請求①から③における各保有個人情報を、不存在のため不開示とした実施機関の決定は、妥当であると認められる。

4 審査請求④に係る保有個人情報について

(1) 審査請求人は、D小学校は本件子が入学した小学校であり、卒園保育園から就学に際し、小学校へ送付提出する書類として、保育所児童要録及びリレーシートが提出されたと主張しているほか、学校やその他関係機関とのやり取りや発言を捉えて、審査請求④に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報④」という。）が存在すると主張しているため、以下で検討する。

ア 審査請求人が保育所児童要録と表現する文書は、保育所児童保育要録（以下「保育要録」という。）であると推察される。保育要録は、保育所を利用する最終年度の子について、保育施設長の責任のもと、担当保育士が記載し作成するものである。子の就学に際しては、この写しを就学先小学校長へ送付することとなっている。

イ 一方、リレーシートは、個別の支援を必要とする子について任意で作成されるものであり、家庭や保育所等における子の様子や支援の方法を、保育所等が作成を希望する保護者と協力して記載し、保護者の同意が得られたものを学校へ引き継ぐものである。

ウ 本件子はE保育園を卒園して、D小学校へ入学していることから、本件子の就学に際し、卒園保育園からD小学校へ、保育要録及びリレーシートが提出されたと考えられる。

エ この点、実施機関は上記第5の3(1)のとおり、E保育園から保育要録とリレーシートが送付され、D小学校において保存されていたことは事実であるとしつつ、平成〇年に本件子が市外小学校へ転出する際に、審査請求人を含む保護者から、本件子に関する一切の資料や文書記録の引き渡しを要請されたため、D小学校で作成した児童指導要録を除くすべての資料を保護者に渡したと主張している。なお、D小学校で作成した児童指導要録については、開示請求④に対する決定において開示されている。

オ 保育要録とリレーシートに係る保有状況の詳細について、事務局で実施機関に確認したところ、以下のとおりであった。

一般的に保育要録とリレーシートは、小学校卒業時に廃棄することとされており、D小学校で保有していた本件子に係る保育要録及びリレーシートについては、保護者に引き渡した資料に含まれていたかは確認できなかったものの、請求時点においてD小学校において保有しておらず、一般的な場合と同様に、本件子の小学校卒業時に廃棄されたものと考えられる。さらに、開示請求④を受け、実施機関において探索を行ったが、本件子に係る保育要録及びリレーシートは存在しなかった。

カ また、通常、卒園保育園から就学先の学校には、保育要録及びリレーシートによって、就学前の年度末に当該児童の情報が共有されるが、それ以外に書面で共有されるものではなく、本件子の情報についても、それは同様であった。

キ その他の審査請求人の主張は、学校やその他関係機関とのやり取りや発言を捉えて、本件保有個人情報④が存在するはずだという点に集約される。これらの主張は、本件保有個人情報④の存在が推測されるという見解にとどまり、審議会としては、本件保有個人情報④の存在を裏付けるという意味で実施機関の主張を覆すものではないとせざるを得ない。

(2) 以上から、本件保有個人情報④を、不存在のため不開示とした実施機関の決定は、妥当であると認められる。

5 審査請求⑤に係る保有個人情報について

(1) 審査請求人は、学校やその他関係機関とのやり取りや発言を捉えて、審査請求⑤に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報⑤」という。）が存在すると主張しており、上記第4の2(1)の状況が生じたのは、本件子が○○である旨の文書が教育委員会の関与の下でやり取りされたためと考えざるを得ないと主張しているため、以下で検討する。

ア まず、通級教室の入室手続きに係る教育委員会の関与について検討する。入室手続きについては、上記3(3)で検討したとおり、教育委員会が所管する市就学指導委員会への情報共有は、本件においてなされておらず、設置校から教育委員会指導室へ提出される入室届については、保存期間経過により廃棄されたとする実施機関の説明に合理性が認められる。

イ 次に、本件子についての就学に際する書類について検討する。本件子の就学先であるD小学校で保管されていた保育要録及びリレーシートについては、上記4で検討したとおりである。事務局で確認したところ、これらの情報が教育委員会へ報告された事実はなく、また、通常、教育委員会には就学先の学校からのみ児童に係る情報が共有され、障害児保育対象児童についてもそれは同様とのことであった。

ウ また、審査請求人が、本件子がD小学校から転出する際に、教育委員会指導室長から「普通級対象児として入学し、普通級対象児として転出されること」という文書を受け取り、その控えが教育委員会にあるはずと主張している点について、実施機関は、当該文書は教育委員会指導室が作成し、本件子の保護者に送付したものであるが、保存期間は1年であるため、請求日時点では破棄されており教育委員会には存在しないと主張しており、この点においても、実施機関の主張に特段不合理な点は認められない。

エ 他の審査請求人の主張は、学校やその他関係機関とのやり取りや発言を捉えて、本件保有個人情報⑤が存在するはずだという点に集約される。これらの主張は、本件保有個人情報⑤の存在が推測されるという見解にとどまり、審議会としては、本件保有個人情報⑤の存在を裏付けるという意味で実施機関の主張を覆すものではないとせざるを得ない。

(2) 以上から、本件保有個人情報⑤を、不存在のため不開示とした実施機関の決定は、妥当であると認められる。

5 したがって、本件各保有個人情報は不存在であることを理由として行った

実施機関による本件各処分は妥当であるといえる。

6 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 7 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 6年 2月 26日	審査請求①から④に係る諮問書の受理
3月 29日	審査請求⑤に係る諮問書の受理
8月 1日	本件各審査請求に係る弁明書の受理
10月 25日	審査請求④に係る反論意見書の受理
11月 7日	審査請求⑤に係る反論意見書の受理
11月 15日	審査請求①から③に係る反論意見書の受理
令和 7年 3月 21日 (令和 6年度第12回審議会)	調査審議
4月 28日 (令和 7年度第 1回審議会)	調査審議
5月 30日 (令和 7年度第 2回審議会)	調査審議
7月 25日 (令和 7年度第 4回審議会)	調査審議
8月 22日 (令和 7年度第 5回審議会)	調査審議
9月 29日	答申

別表

開示請求、審査請求、保有個人情報の番号	実施機関	開示請求日 (令和5年)	保有個人情報開示請求の内容	不開示決定日 (令和5年)	審査請求日 (令和6年)
①	教育委員会	10月13日	付表のとおり	10月26日	1月 5日
②					
③					
④				11月22日	1月 11日
⑤				12月14日	3月 18日

付表

開示請求、 審査請求、 保有個人情報の 番号	保有個人情報開示請求の内容
①	名古屋市立A小学校が保持している、○○○○についての○○○・○○○・○○○等、○○○の種類・程度、特徴・○○でない様子を含む書類やデジタル情報。D小学校からの情報。言語聴覚士による言語評価等。指導方針・計画等。
②	名古屋市立B小学校が保持している、○○○○についての○○○・○○○・○○○等、○○○の種類・程度、特徴、○○でない様子を含む書類やデジタル情報。D小学校からの情報。言語聴覚士による言語評価等。指導方針・計画等。
③	名古屋市立C小学校にて保持されている、○○○○についての○○○・○○○・○○○等、○○○の種類・程度・特徴、○○でない様子を含む書類やデジタル情報。D小学校からの情報。言語聴覚士による言語評価等。指導方針・計画等。
④	名古屋市立D小学校が保持している、○○○○についての○○○・○○○・○○○等、○○○の種類・程度、特徴、又できない様子・項目、性格特徴を含む書類やデジタル情報。E保育園からのリレーシート・要録・引継ぎ書類・写真等・巡回指導員からの報告。◎◎校長先生作成の文書。言語聴覚士による言語評価等。○○○○○○・各医療機関とのやり取り情報。指導方針・計画等。
⑤	名古屋市教育委員会が保持している、○○○○についての○○○・○○○・○○○等、○○○の種類・程度・特徴、支援が必要な状況・○○ではない様子を含む書類やデジタル情報。巡回指導員からの報告。私立E保育園等の保育園からの引継ぎ情報。○○○○○○・各医療機関とのやりとり情報。対象に関する書類。D小学校◎◎校長からの報告。F小学校、G中学校からの報告。言語聴覚士による言語評価等。指導方針・計画等。